

がん等の治療によって、
将来子どもをもつことが
困難になる可能性があります。

近年の医療の進歩によって、多くのがん等の患者さんが病気を克服できるようになっています。

一方で、がん等の治療により、妊娠する力（妊よし性）や子どもをつくる機能（生殖機能）が、低下したり失われることがあります。すなわち、男性では精巣で精子を作る機能が、女性では卵巣内の卵子が、減少・消失し、ご自身で子どもをもつことが難しくなるケースがあります。

そこで最近、がん等の治療の後に子どもをもつ可能性を残すため、がん等の治療を始める前に精子・卵子・受精胚などを保存しておく治療（生殖機能温存治療）が行われています。

まずは、担当の先生やスタッフにご相談ください。

福井県がん・生殖医療ネットワーク

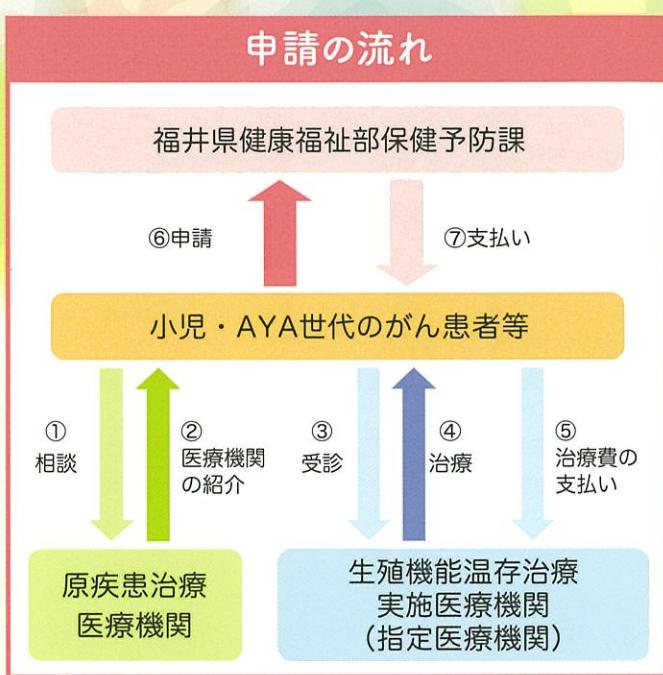
福井県では、高度ながん医療を提供する5つのがん診療連携拠点病院が連携して、がん等の患者さんの子どもをもつ可能性を残したい思いをサポートしています！

ぜひご相談ください。

- ・福井大学医学部附属病院○
- ・福井県立病院
- ・福井県済生会病院
- ・福井赤十字病院
- ・国立病院機構敦賀医療センター

※○…生殖機能温存治療実施医療機関

申請の流れ



申請について

☆郵送の場合

宛先：〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
福井県健康福祉部保健予防課

※封筒の表に「生殖機能温存治療費助成申請書在中」と朱書きしてください。

☆持参の場合

受付窓口：福井県健康福祉部保健予防課
(福井県庁3階)

受付時間：月曜日から金曜日 8:30～17:15
(祝祭日、12月29日から1月3日を除く)

※特段の事由がない限り、助成対象の妊娠性温存治療に係る費用の支払日の属する年度内(3月31日まで)に申請を行ってください。

お問い合わせ先

福井県健康福祉部保健予防課

電話：0776-20-0349 (直通)

FAX：0776-20-0643

メール：hoken-yobo@pref.fukui.lg.jp

申請書類など詳しくは県ホームページをご確認下さい。

将来、お子さんを希望される
がん等の患者さんへ

福井県 生殖機能温存 治療費助成制度 のご案内



福 井 県

妊娠性温存療法

■助成の対象となる方

※以下の全ての要件を満たす方

- ① 妊娠性温存治療費助成申請日において福井県内に住所を有する方
- ② 以下のいずれかに該当する方
 - (1) ガイドライン^(※1)に基づき、がんの等の治療により妊娠性が低下する又は失う恐れがあると医師に診断された方
 - (2) 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患の方
 - (3) 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患の方
 - (4) アルキル化剤が投与される非がん疾患の方
- ③ 妊娠性温存治療による凍結保存時における年齢が43歳未満の方
- ④ 指定医療機関^(※2)において「妊娠性温存治療」を受けた方
- ⑤ 妊娠性温存治療について、他制度の助成を受けていない方

※1 「小児・思春期・若年がん患者の妊娠性温存に関するガイドライン
(一般社団法人日本癌治療学会編)

■助成の対象となる費用

※以下の全ての要件を満たす方

精子・卵子・卵巣組織の採取・凍結及び胚(受精卵)の凍結に要する費用。ただし、入院費、入院時の食事代、証明書などの文書料等治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持に係る費用は対象外です。

対象となる治療	1回の上限額
①未受精卵子の採取・凍結	20万円
②受精卵(胚)の凍結	35万円
③卵巣組織の採取・凍結	40万円
④精子の採取・凍結	2万5千円
⑤精巣内精子採取術による精子の採取・凍結	35万円

申請に必要な書類

- ① 福井県がん患者等生殖機能温存治療費助成申請書
 - ② 福井県がん患者等生殖機能温存治療費助成事業証明書
 - ③ 現住所が確認できるもの (例) 世帯の住民票の原本 (継柄の記載があり、個人番号の記載がないもので発行から3か月以内のもの) やマイナンバーカード写し (現住所の記載があるもののみ)
 - ④ 助成金の振り込みを希望する金融機関の通帳等カナ名義および口座番号がわかるもの (写し)
- ※温存後生殖補助医療については、①～④の他、ご夫婦の婚姻関係を証明する書類(戸籍謄本等)が必要です。

温存後生殖補助医療

■助成の対象となる方

※以下の全ての要件を満たす方

- ① 温存後生殖補助医療費助成申請日において福井県内に住所を有する方
- ② ご夫婦のどちらかが福井県内に住所を有し、「温存後生殖補助医療」以外の治療によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された方
- ③ 温存後生殖補助医療の治療期間の初日における妻の年齢が原則43歳未満であるご夫婦
- ④ 指定医療機関^(※2)において「温存後生殖補助医療」を受けたご夫婦
- ⑤ 温存後生殖補助医療について、他制度の助成を受けていない方

※2 指定医療機関は、福井県ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

■助成の対象となる費用

※以下の全ての要件を満たす方

妊娠性温存療法で凍結した検体を用いた生殖補助医療に係る費用。ただし、入院費、入院時の食事代、証明書などの文書料等治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持に係る費用は対象外です。

対象となる制度	1回の上限額
妊娠性温存療法①で凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療	25万円
妊娠性温存療法②で凍結した受精卵(胚)を用いた生殖補助医療	10万円
妊娠性温存療法③で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	30万円
妊娠性温存療法④で凍結した精子を用いた生殖補助医療	25万円

※上記の上限額が摘要されない場合がありますので、詳しくは福井県ホームページをご確認ください。

がん等の治療による生殖機能への影響

〈放射線治療〉

放射線の量や部位によりますが、精巣や卵巣の機能、脳からのホルモン分泌にダメージを与えます。

〈薬物療法(抗がん剤治療など)〉

くすりの種類や量によりますが、精巣や卵巣の機能にダメージを与えます。

〈手術療法〉

男性の精巣、女性の子宮や卵巣を切除すると、不妊になります。

男性の生殖機能温存治療

がん等の治療の前に、精子を凍結しておく精子凍結保存が一般的です。
精子を射精できない場合は、精巣から精子を採取する試みもあります。



女性の生殖機能温存治療

がん等の治療の前に、卵子や受精胚、卵巣組織を凍結保存しておく方法があります。

②妊娠のしくみと不妊症

⑦がんになっても
妊娠・出産できます



動画で分かりやすく説明していますのでご覧ください。
「Hello Baby～いつかパパ・ママになるために～」より

●がん等の治療を最優先するため、生殖機能温存治療の適応にならない患者さんもいます。

●生殖機能温存治療は、がん等の治療後の妊娠・出産を保証するものではありません。

●がん等の治療を開始する前に主治医から説明を受け、患者さん(家族)がよく納得したうえで生殖機能温存治療を行ってください。